

減損会計は時代の流れ

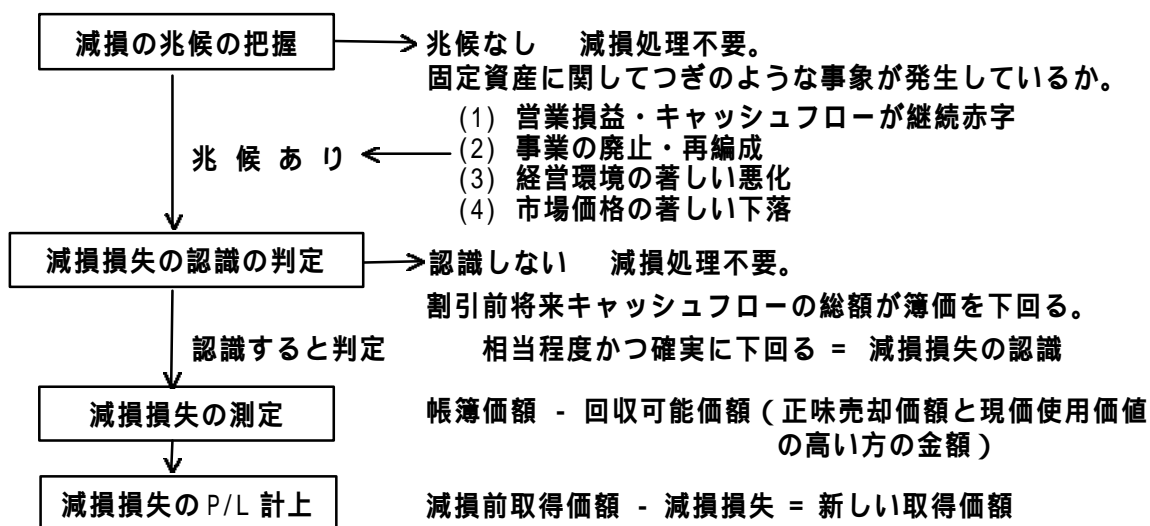
金融庁の諮問機関である企業会計審議会は、固定資産の減損会計意見書を発表しました。減損会計の強制適用企業は、商法・証取法監査の対象会社です。

1. 固定資産の減損にかかる会計基準

- 1) 実施時期：2005年4月1日以後に開始する事業年度から完全実施。
2003年4月1日以後に開始する事業年度から早期適用も可。
- 2) 対象資産：有形固定資産・無形固定資産・投資その他の資産に該当する固定資産。
金融商品など他の基準で評価が定められている固定資産は対象外。

3) 減損会計の流れ

減損会計基準が採用された後は、毎期、減損の兆候の把握を行います。



時代の流れは企業の事業活動に対し、投資は投資として、明確な目標にもとづく意思決定とその投資効果や成果の点検を財務管理に求めているといえます。

2. 強制適用時の多大な損失計上を回避するための事前対応は、すでに始まっています。

- 1) 帳簿価額を強制適用前に切り下げ、減損処理の対象からはずす。 2002年3月期までの土地再評価法の採用など。
- 2) 遊休不動産など事業化困難な資産を売却 損失の一部を前倒し計上。
- 3) 資産のオフバランス化 今後のオフバランス基準の強化に要注意。

お見逃しなく！

1. 減損処理の認識の判定は、割引前の将来キャッシュフローを使用します。これにより、相当性確実性のある減損のみ処理の対象とすることになります。
2. 減損会計上による損失について、税務上のとり扱いは決まっていますが、現在の法人税法では、減損 = 税務上の損金は認められません。
3. 減損会計で適正に評価された財務諸表は、国際会計基準をクリアし、投資家の有用情報となります。
4. 強制適用外の企業も、その導入は強いバランス・シートづくりに役立ちます。